

「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民主権、議院内閣制との関係に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年六月二十六日

小 西 洋 之

参議院議長伊達忠一殿



「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解と法の支配、立憲主義並びに国民民主権、議院内閣制との関係に関する再質問主意書

一 政府は、「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解を示しているところであるが、当該見解は、政府の認識する法の支配、立憲主義との関係でどのような意義があると考えているか。

二 「政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる」との見解は、憲法が採用する国民主権を適切に全うし、議院内閣制を適切に運営していく観点においてどのような意義があると考えているか。右質問する。

